

「歴史的課題への挑戦と未来への躍進」の
実現に向けた提案・要望

＜重点施策に関する提案・要望＞

Ⅱ 「日本一暮らしやすい埼玉」の
着実な実現

■安心・安全の追究



1 安全で快適な歩行空間の整備



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 道路街路課、道路環境課

◆提案・要望

- (1) 未就学児や通学児童が安心して利用できる安全な歩行空間を確保するために、歩道整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 電線類地中化の整備手法について、更なるコスト削減策の検討及び普及を進めるとともに、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年に滋賀県大津市で発生した未就学児が犠牲となった事故や、令和3年に千葉県八街市で発生した通学児童が犠牲となった事故により、歩行者の安全確保に対する関心が高まっている。
- ・ 県管理道路の約3割においては、未だ歩道が整備されていない。整備済みの箇所においても十分な幅員が確保されていない状況である。
- ・ このような状況の中、地元市町村からは、未就学児の移動経路に限らず、小中学校の通学児童の安全を確保するため、通学路安全プログラムに基づく歩道整備の推進が強く望まれている。
- ・ その数は県管理道路で383件にのぼっており、大幅な予算の拡充が必要な状況である。
- ・ 本県では、令和4年7月策定の「第2次埼玉県無電柱化推進計画」に基づき、「脱・電柱社会」の実現のため、強力に無電柱化を推進していくこととしている。
- ・ 電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、継続的かつ安定的な財源確保と共にコスト削減が必要不可欠である。

◆参考

○歩道の整備状況（県管理道路）（令和6年4月1日時点）

県管理道路延長	歩道整備延長	歩道整備率
2,769.8km	2,055.7km	74.2%

○歩道整備率の推移（県管理道路）（令和6年4月1日時点）

H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
73.3%	73.5%	73.7%	74.0%	74.1%	74.2%

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路）（令和6年4月1日時点）

歩道幅員	0.75m以上～2.5m未満	2.5m以上	合 計
整備延長	658.1 km	1,397.7 km	2,055.8 km
構成比	32.0 %	68.0 %	100 %

○電線類地中化の整備状況（県管理道路）（令和6年4月1日時点）

R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
55.7km	57.5km	58.5km	58.8km	59.9km

2 交通安全施設等の整備



要望先：警察庁、国土交通省

県担当課：道路街路課、道路環境課、（警）交通規制課

◆提案・要望

- (1) 交通死亡事故の63.3%が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。
- (2) 「ゾーン30プラス」における生活道路30km/hの区域規制と物理的デバイスの適切な設置や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。
- (3) 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 昨年の本県における交通事故死者数は113人で、前年から9人減少したほか、人身事故件数は昭和41年以降58年ぶりに1万6,000件を下回った。
- ・ しかし、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の46.0%となっており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が84.6%と高くなっているなど、依然として課題がある。
- ・ 交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交通安全施設等の整備をより一層推進する必要がある。

◆参考

○主な交通安全施設整備数（補助事業）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
信号機新設数	3基	2基	1基	1基	1基
信号機改良（車両用灯器LED化）	246灯	660灯	600灯	660灯	1,506灯
信号機改良（歩行者用灯器LED化）	304灯	560灯	400灯	160灯	720灯
横断歩道整備数	2,725本	2,500本	1,950本	2,025本	75本
ゾーン30プラス整備数 （R3年度以前はゾーン30の整備数）	28区域	26区域	10区域	10区域	8区域
標識整備数（県警所管）	2,823本	3,000本	2,800本	1,655本	420本

3 基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し



要望先：厚生労働省
県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

一般病床及び療養病床における基準病床数及び将来の病床の必要量（必要病床数）の算定方法について、次の観点から見直しを行うこと。

- (1) 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するため、先般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床数制度とすること。
- (2) 圏域を越えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、特に配慮が必要な病床などの算定については、二次保健医療圏の考え方にとらわれない、都道府県知事の裁量による弾力的な制度の運用を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 基準病床数及び将来の病床の必要量は、医療法に基づき二次保健医療圏ごとに算定され、既存病床数が基準病床数を上回る圏域や、許可病床数が必要病床数を上回る圏域では、原則として新たな病床整備を行うことができず、圏域間での病床数の調整もできない。
- ・ 本県においては、人口10万人当たりの一般病床数が全国第46位と極めて少ない状況の中で、新型コロナウイルス感染症対応の病床確保に力を注いできた。
- ・ そのため、急性期機能を担う多くの医療機関において、一般病床を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床に転用したことにより、特に感染拡大時に、救急医療などの一般医療に影響が生じた。
- ・ 新興感染症の流行期に感染症患者の受入れ病床を確保するためには、各医療機関が有する病床数に一定の余力が必要である。
- ・ 広域的に高度で専門的な医療を提供する病床は、パンデミック発生時に特定の地域に病床を集約し、効率的な患者対応を可能にしたいところ、二次保健医療圏ごとに病床数を決定する現行制度では実現できない。
- ・ そこで、広域的に高度で専門的な医療を提供する病床整備については、二次保健医療圏の考え方にとらわれない、都道府県知事の裁量による弾力的な運用を可能とする必要がある。

◆参考

○二次保健医療圏ごとの基準病床数と既存病床数

(単位：床)

二次保健 医療圏	既存病床数 ①	基準病床数 ②	①・②の比較	許可等病床数 ③	必要病床数 ④	整備可能数 ④－③
南部	4,781	5,271	非過剰	4,902	5,025	123
南西部	4,633	4,609	過剰	4,777	4,777	—
東部	8,598	9,192	非過剰	8,862	8,935	73
さいたま	7,612	9,896	非過剰	7,917	7,664	—
県央	3,289	4,319	非過剰	3,530	3,534	4
川越比企	6,825	7,587	非過剰	7,448	7,652	204
西部	7,697	7,767	非過剰	7,881	7,951	70
利根	4,238	4,906	非過剰	4,651	4,630	—
北部	3,562	3,797	非過剰	3,913	3,442	—
秩父	753	580	過剰	791	600	—
合計	51,988	57,924		54,672	54,210	474

※基準病床数、必要病床数は第8次埼玉県地域保健医療計画、既存病床数は令和5年3月末現在。

4 在宅医療等に係る診療報酬等の制度見直し



要望先：厚生労働省

県担当課：高齢者福祉課、障害者支援課、
医療整備課、医療人材課

◆提案・要望

- (1) 本県で措置した取組を継続的に実施するために、地域医療介護総合確保基金の対象として医療機関等における暴力・ハラスメント対策推進事業を明確に記載し、かつ柔軟な運用を認めること。
- (2) 複数人訪問制度が十分に機能するよう診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス報酬の算定要件について、患者又は家族等の同意がなくても算定可能とする等の見直しを行うこと。警備会社との契約費用や弁護士相談費用等も含めて、暴力・ハラスメントに対する十分な対策をとれる費用を必要な経費として認めるなど、診療報酬等の制度を見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和4年1月、ふじみ野市において散弾銃立てこもり事件が発生し、在宅の現場で医師が亡くなったほか、同行していた医療従事者も重傷を負うという大変痛ましい事件が起きた。事件を受け、本県が緊急に行ったアンケート調査では、県内の在宅医療・介護の現場で暴力・ハラスメントを受けたことがあると答えた従事者は半数を超えるという厳しい結果であった。
- ・ このような状況の中で、複数人の看護師・介護職員等が同時に訪問看護・介護を行った場合の加算制度は既に診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬に組み込まれているが、請求には患者又はその家族等の同意が必要であり、こうした費用を現実の問題として請求することは難しい。
- ・ また、診療報酬制度において、この加算は、患者本人による暴力行為等が認められる場合であり、家族等による場合は対象外となっている。さらに、医療機関等の安全対策の取組に対する費用（通話録音装置等の用具を購入する費用）は診療報酬等に含まれておらず、地域医療介護総合確保基金の医療分には、これら安全対策に係る費用は対象として明示されていないため、明確に記載するべきである。
- ・ 本県では、地域医療介護総合確保基金等を活用し、複数人訪問費用補助や安全対策の取組に対する費用補助などを令和4年9月補正予算で措置したところであるが、患者やその家族等からの暴力・ハラスメントは全国で起こりうることであり、医療機関等による被害防止対策に係る経費は、医療従事者等が安心・安全に業務に取り組めるように、本来、基金ではなく診療報酬等で全国一律に手当てされるべきものである。

◆参考

○地域医療介護総合確保基金

- ・ 平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設。
- ・ 各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

5 医学部の新設



要望先 : 文部科学省、厚生労働省
県担当課 : 医療人材課

◆提案・要望

医師不足に対処するため、医師偏在指標に基づき「医師少数都道府県」に指定された地域や、医学部定員が少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は国が算定した医師偏在指標で42位の「医師少数都道府県」であり、医師不足問題が深刻である。
- ・ 高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。
- ・ また、本県は医学部定員1人当たりの18歳人口が全国で最も多く、医学部入学の機会均等が崩れている。

◆参考

○医師偏在指標

医師多数都道府県（上位33.3%）		医師少数都道府県（下位33.3%）	
1位	東京都（353.9）	32位	山口県（228.0）
2位	京都府（326.7）	⋮	⋮
3位	福岡県（313.3）	42位	埼玉県（196.8）
⋮	⋮	⋮	⋮
16位	香川県（266.9）	46位	青森県（184.3）
		47位	岩手県（182.5）

※「医師偏在指標」（厚生労働省）（令和6年1月10日版）

○高齢者（75歳以上）人口の増加率（単位：万人）

	2020年の人口	2030年の人口	増加率
沖縄県	15.8	21.7	+37%（1位）
⋮	⋮	⋮	⋮
埼玉県	99.4	128.2	+29%（5位）
島根県	12.3	13.9	+13%（46位）
秋田県	19.1	21.5	+13%（47位）

※「令和5年 日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に本県作成

○本県の医療・介護ニーズの将来推計

入院患者数	2013年:35,811人／日 → 2035年:49,881人／日
在宅医療等の必要量	2013年:46,152人／日 → 2025年:82,372人／日

※「第8次埼玉県地域保健医療計画」より抜粋

○令和6年度医学部定員1人当たりの18歳人口

	18歳人口		18歳人口
埼玉県	470.6人（1位）	高知県	51.6人（45位）
静岡県	278.7人（2位）	鳥取県	46.1人（46位）
兵庫県	209.1人（3位）	石川県	44.1人（47位）

※「令和3年度 学校基本調査」（文部科学省）、「令和6年度 大学医学部入学定員」（文部科学省）を基に本県作成

6 地方消費者行政の充実強化のための財源確保【一部新規】



要望先：内閣府、消費者庁
県担当課：消費生活課

◆提案・要望

各自治体が設置している消費生活相談窓口の運営や消費者啓発・高齢者等の見守り活動などの事業が今後も安定して実施できるよう、今後も各自治体が必要となる財源を国が責任をもって確保すること。

また、令和8年度に更新される予定の新たな消費者情報オンライン・ネットワークシステム（PI0-NET）の円滑な導入に向け、各自治体に必要な財源を確保し、支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- これまで県内 63 市町村の全てにおいて消費生活相談窓口が整備されるなど、消費者行政を推進するための財源としてきた地方消費者行政活性化基金や地方消費者行政推進交付金に代わる地方消費者行政強化交付金は、新たな消費者課題に対応できる事業（強化事業）は新規性のある事業に限られ、消費生活相談体制の維持・充実などに活用できる推進事業については、そのほとんどが令和7年度までに活用期間が終了する。
- 今後、強化交付金の補助率や活用対象が見直されなければ、市町村の消費生活相談窓口や高齢者見守り体制の維持、県の消費者啓発活動や事業者指導などの事業継続が困難となり、複雑多様化する消費者被害の増大に歯止めがかからなくなることが憂慮される。
- さらに、令和8年 10 月に更新される予定の消費者情報オンライン・ネットワークシステム（PI0-NET）の導入に向けては、システムの導入要件等が決まっておらず各自治体の実質的な準備に入れない状態にある。今後の速やかな情報提供とともに、必要な財源を含め、導入に向けた十分な支援を求める。

◆参考

○地方消費者行政強化交付金による財政支援状況（交付金はいずれも当初交付決定額 単位：千円）

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	前年比／ 当初比
強化交付金推進事業 （～H29 推進交付金） 補助率 国 10/10	231, 245	95, 253	45, 903	128, 406	142, 662	149, 521	135, 861	132, 187	97. 3% 57. 2% (H29 比)
強化交付金強化事業 (H30 創設) 補助率 国 1/2	—	12, 165	13, 227	13, 806	11, 449	14, 846	12, 956	10, 909	84. 2% 89. 7% (H30 比)
活性化基金(H30～ 推進事業に充当) R 2 活用終了	(支出額) 94, 720	(支出額) 75, 674	(支出額) 97, 947	(支出額) 14, 623	—	—	—	—	—
計	325, 965	183, 092	157, 077	156, 835	154, 111	164, 367	148, 817	143, 096	96. 2% 43. 9% (H29 比)

7 警察官の増員



要望先：警察庁、総務省
県担当課：(警) 警務課

◆提案・要望

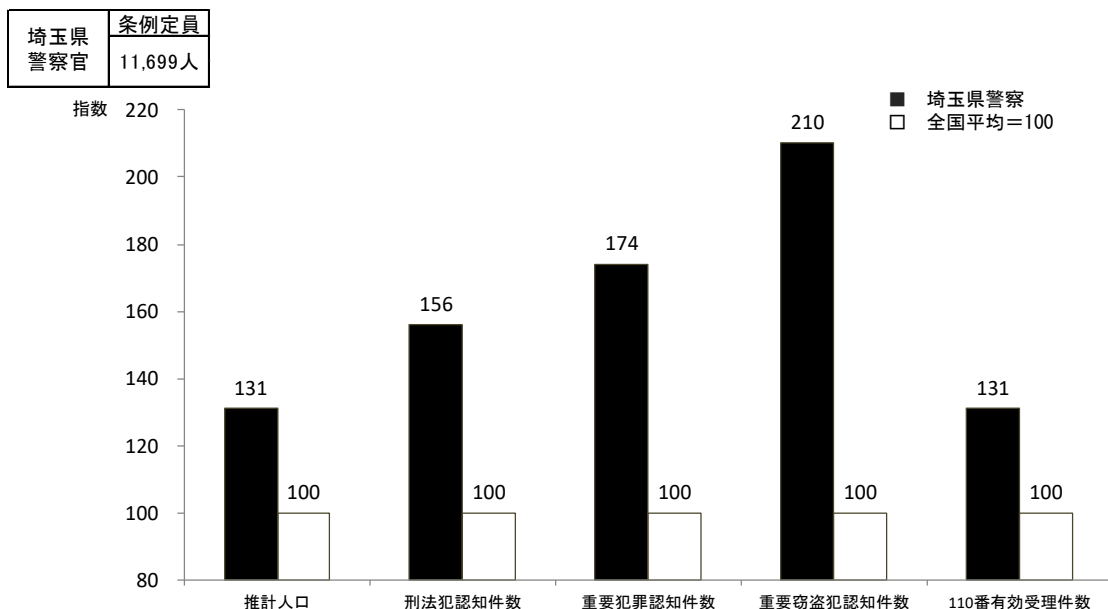
本県警察官1人当たりの業務負担は極めて過重であることから、警察官を増員すること。

◆本県の現状・課題等

- 近年の治安情勢として、人身安全関連事案への的確な対処、特殊詐欺対策をはじめとした犯罪対策の推進、交通事故防止対策の推進、サイバー空間の脅威への的確な対処、凶悪・重要事犯の迅速な検挙、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の壊滅、テロ・災害等緊急事態への的確な対処が警察に求められる中、令和7年度は増員175人が措置された。
- しかしながら、本増員後も本県警察官1人当たりの人口負担、刑法犯認知件数の負担は全国ワースト1位に位置しており、警察官の業務負担は依然として過重である。
- 平成12年に、警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された「警察刷新に関する緊急提言」では、「警察官1人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨の提言がなされ、全国平均が477人であるところ、本県は626人である。
- 社会情勢の変化に的確に対処し、本県の治安を安定的に維持していくため、警察官の増員が必要である。

◆参考

○各種負担状況グラフ



	推計人口		刑法犯認知件数		重要犯罪認知件数		重要窃盗犯認知件数		110番有効受理件数	
	(R6.4.1)	全国順位	(R6年中)	全国順位	(R6年中)	全国順位	(R6年中)	全国順位	(R6年中)	全国順位
1人当たり負担	626人	1位	4.42件	1位	9.8件	1位	41.41件	5位	53.56件	3位
全国平均	477人	—	2.84件	—	5.63件	—	19.68件	—	40.79件	—

※ 警察官は条例定員 (R 7. 4. 1)

※ 重要犯罪・重要窃盗犯認知件数の負担は警察官 100 人当たり

8 警察車両の増強



要望先：警察庁

県担当課：(警) 装備課

◆提案・要望

多種多様な警察事象に迅速・的確に対応するため、警察車両を増強すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の治安情勢は、平成17年以降連続で減少してきた刑法犯認知件数が令和4年に増加に転じ、重要犯罪においても令和2年以降増加傾向にあるほか、特殊詐欺の認知件数及び被害額は依然として高い水準にあるなど、警察事象に的確に対応するためには車両増強による機動力の確保が必要である。
- ・ また、令和7年度に匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化等のため、本県地方警察官が175人増員されており、増員に伴う車両増強も必要である。
- ・ さらに、本来警察用車両は、警察法により国庫が支弁することと規定されているが、(国費支弁の対象外となる行政目的で使用する庁用車及び排気量125cc以下の二輪車を除く。) 本県警察車両における国費車両が占める割合は、四輪車が60.7%、二輪車が45.3%に留まっている。
- ・ 県民の安全な生活を守り、複雑多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、国費車両の増強が必要である。

◆参考

○警察車両保有状況

令和7年4月1日現在

車 種	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	国	県	合計	国	県	合計	国	県	合計
四 輪 車 (庁用車を除く)	1,339 (59.5%)	912 (40.5%)	2,251	1,330 (60.1%)	882 (39.9%)	2,212	1,338 (60.7%)	868 (39.3%)	2,206
二 輪 車 (125cc以下を除く)	97 (42.9%)	129 (57.1%)	226	97 (43.1%)	128 (56.9%)	225	102 (45.3%)	123 (54.7%)	225

※ 各年度4月1日現在の台数

9 SNS等のインフィード広告を利用した特殊詐欺等対策の推進【新規】



要望先：警察庁

県担当課：（警）生活安全総務課

◆提案・要望

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策として、SNS等のインフィード広告を利用した注意喚起を全国的に実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和6年の本県の特殊詐欺認知件数、被害額はともに過去最多を記録したほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数、被害額についても、前年に比べ大幅に増加しており、極めて深刻な状況となっている。
- ・ 全国でも本県と同様に特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害が大幅に増加している。
- ・ SNS等のインフィード広告を活用した注意喚起は、被害が多い年齢層、投資等に興味を持ったSNS利用者、闇バイトを検索している者等、被害に遭うことが懸念される者、犯行に応募しようとしている者等にターゲットを絞って注意喚起が可能であることから、特殊詐欺等の被害を防止する上で有効な手段である。
- ・ インフィード広告は、地域性を有しないSNS上の対策であることから、都道府県別に対策を講じるのではなく、国で広範的な対策を実施した方が効果的である。

◆参考

○インフィード広告

Webサイトやアプリのコンテンツとコンテンツの間に表示される広告で、年齢、性別、地域、興味事項等のターゲットを絞って広告を配信することが可能である。

○令和6年の特殊詐欺被害状況（暫定値）

	認知件数	前年比	被害額	前年比
埼玉県	1,588件	+252件	53.8億円	+22億円
全 国	20,987件	+1,949件	721.5億円	+269億円

○令和6年のSNS型投資・ロマンス詐欺被害状況（暫定値）

	認知件数	前年比	被害額	前年比
埼玉県	254件	+159件	38億円	+23億円
全 国	10,164件	+6,318件	1,268億円	+812.8億円

■誰もが輝く社会



1 介護職員の確保・定着に向けた取組の強化



要望先：厚生労働省

県担当課：高齢者福祉課、地域包括ケア課

◆提案・要望

- (1) 介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和8年度以降も必要な財政的措置を引き続き図ること。
- (2) 介護職員が各地域において安定的に確保されるように、介護報酬の地域区分を定めること。
 - ・ 隣接する市区町村の間で介護報酬に過大な差が生じないように、地域区分の設定は地域の実情を適切に反映したものとする。
 - ・ 級地差が大きい地域と接している地域には、特例の適用を拡大するなど、地域の意向に基づいた級地の変更が可能となるようにすること。
- (3) 他業種との賃金格差を解消するため、介護現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善に要する費用を介護報酬とは別に措置すること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。
- (4) 科学的介護情報システム（L I F E）に関連する加算について、加算単位を引き上げること。
- (5) 介護事業者が職員用の宿舎を借り上げるための費用に対する補助について、地域医療介護総合確保基金の対象事業とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 介護職員は他産業に比べ給与額が低く離職率が高い状況が続いている。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。
- ・ 介護報酬の地域区分においては令和6年度から新たな特例の設定により東京都特別区と隣接する市について6級地から5級地への引上げが可能になったが、依然として級地差が大きい市があることから、特例の設定による地域区分の更なる拡大及び隣接する東京都区との格差の縮小に向けた見直しが必要である。
- ・ 都県境にある県内市は鉄道路線で都内と直接結ばれ、隣接する東京都の区市と一体の生活圈を形成しているところがあり、地域間の所得差は小さいため、現行の地域区分の級地差を調整する必要がある。
- ・ 国は、科学的介護情報システム（L I F E）の推進により、介護職員の確保・定着と介護の質の向上を目指しているが、L I F E導入のためには、I C T機器の導入経費やランニングコストが生じる。L I F E利用をさらに普及させるためには、加算単位の引き上げが必要である。

- ・ 保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げるための費用の補助については、国の補助事業の対象となっている。
- ・ 保育士の宿舍借り上げに代わるものとして、介護事業者が職員の宿舍を整備するための費用に対する補助があり、地域医療介護総合確保基金の対象事業となっているが、宿舍整備件数は累計で6事業者に留まっている。
- ・ 宿舍を借り上げる方が介護事業者の負担が少ないことから、介護職員の確保対策として介護事業者が職員用の宿舍を借り上げるための費用に対する補助を地域医療介護総合確保基金の対象事業とする必要がある。

◆参考

○給与額等比較表（厚生労働省 令和5年賃金構造基本統計調査）

	年齢	勤続年数	給与額 ※
全労働者	43.9歳	12.4年	346.7千円
福祉施設介護員	44.4歳	8.2年	263.6千円
ホームヘルパー	48.8歳	7.7年	284.1千円
介護支援専門員	52.3歳	10.7年	297.1千円

※ 「きまって支給する現金給与額」

○介護職員の離職率（令和5年度）

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
13.1%	16.2%	15.4%	15.7%

（介護労働実態調査：（公財）介護労働安定センター）（雇用動向調査：厚生労働省）

○地域区分（令和6年度～令和8年度）



2 性的マイノリティに対する支援



要望先 : 内閣府、法務省
県担当課 : 人権・男女共同参画課

◆提案・要望

- (1) 昨今の判決で示された「同性婚について異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論をすること」等を踏まえ、国は同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、同性パートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うこと。
- (2) 性的マイノリティへの偏見や差別をなくすため、性の多様性に関する国民の理解増進を図ること。

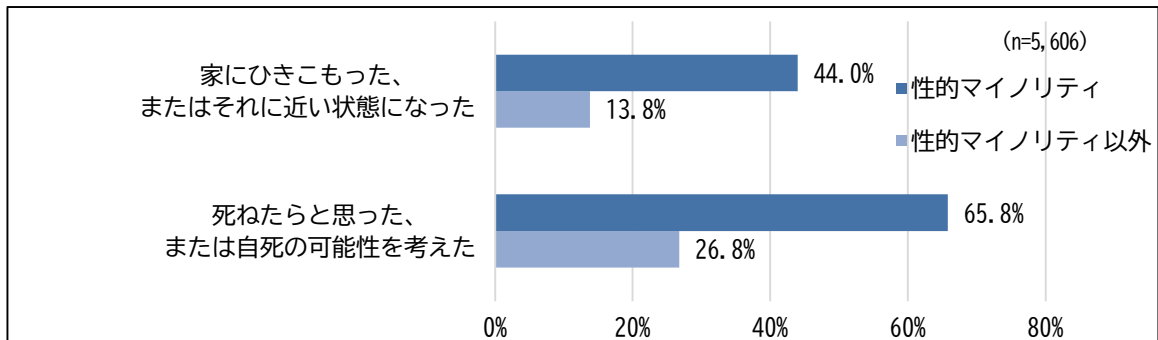
◆本県の現状・課題等

- ・ 性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感あるいは自己否定感が強い状況にあり、令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に関わる困難を抱えている。
- ・ また、当事者の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活している。
- ・ このような状況を踏まえ、本県では、性の多様性を尊重した社会づくりのため、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備、暮らしやすい環境づくりの3本柱で施策を進めている。
- ・ 令和4年7月には、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行した。
- ・ 本県では、当事者の抱える生きづらさや社会的不利益を解消するため、県の制度や手続に関して事実婚を対象としている場合に、同性パートナーも同様に扱うことが可能か検討し、県営住宅の入居者資格など制度等の見直しを行っているが、自治体の取組だけでは限界がある。
- ・ パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度は、親族関係を登録公証する戸籍制度と想定すれば、戸籍に関する届出制度は、市町村の法定受託事務となっており、自治体間の制度自体の共通性や転居の場合の取扱いなどが担保されている。
- ・ 一方、中間自治体である県には届出事務が委託されておらず、届出そのものに関し、混乱が生じないような建て付けとなっている。
- ・ パートナーシップ制度は自治体の制度という制約があり、社会保障制度や税などの優遇措置を受けられないという、同性婚ができないことによる不利益を解消することはできない。
- ・ 同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることのないよう、令和6年3月の札幌高裁の判決のとおり「国として同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用すること」を含め、早急に真摯な議論と対応することが必要だと考える。
- ・ 以降、令和7年3月までの4件の高裁判決においても同様に、同性婚を認めないことに対し違憲判決が出されている。
- ・ 本県では、県民向け講座の実施や啓発リーフレットの配布、企業向け研修の実施等を通じて理解増進を図っている。国においても「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関す

る国民の理解の増進に関する法律」に基づき、国民に理解増進を図る必要がある。

◆参考

○精神的に追い込まれた経験に関する性的マイノリティと性的マイノリティ以外の人と比較



出典：県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和2年度）

○同性婚訴訟高裁判決一覧（令和7年3月）

	札幌高裁 (R 6. 3)	東京高裁 (R 6.10)	福岡高裁 (R 6.12)	名古屋高裁 (R 7. 3)	大阪高裁 (R 7. 3)
憲法第 24 条第 1 項 「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」	違憲	—	—	—	—
憲法第 24 条第 2 項 「婚姻や家族に関する法律は個人の尊厳に立脚して制定する」	違憲	違憲	違憲	違憲	違憲
憲法第 14 条第 1 項 「国民は法の下に平等であり、差別は許されない」	違憲	違憲	違憲	違憲	違憲
憲法第 13 条 「幸福追求権は、最大の尊重を必要とする」	合憲	—	違憲	—	合憲

○札幌高等裁判所判決要旨（令和6年3月14日）

- 憲法第 24 条第 1 項「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」
違憲：人と人との自由な結びつきとしての婚姻を定める趣旨で、同性婚も同じ程度に保障している。
- 憲法第 24 条第 2 項「婚姻や家族に関する法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定する」
違憲：同性婚ができない不利益は著しく、個人の尊厳が損なわれている。
- 憲法第 14 条第 1 項「国民は法の下に平等であり、信条や性別などで差別されない」
違憲：異性婚を認め、同性婚は許さないのは合理的根拠の欠く、差別的な取扱いである。

○最高裁判所判決要旨（令和6年3月26日）

- ・犯罪被害者と同性の者は、犯給法第5条第1項第1号括弧書きにいう「婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得ると解するのが相当である。
- ・原告の男性に受給資格を認めなかった2審・名古屋高裁判決（令和4年8月）を破棄し、審理を高裁に差し戻す。

3 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設



要望先：厚生労働省
県担当課：国保医療課

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 18歳未満までのこどもの医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は令和6年4月に廃止されたが、こどもに限定せず障害者に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 重度心身障害者医療費助成は、障害がある方の福祉の増進を図るため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を県と市町村で助成する制度である。
- ・ この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合、こどもを対象とする医療費助成については、令和6年4月に減額調整措置が廃止されたが、こども以外の障害者を対象とする医療費助成については減額措置が継続されている。

◆参考

○本県の重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身体障害者手帳：1～3級 療育手帳：マルA、A、B 精神障害者保健福祉手帳：1級（精神病床への入院費用は助成しない） 2級（精神通院医療費（自立支援医療の自己負担額）を対象） 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※ 平成27年1月以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。 ※ 令和4年10月から全受給者に対して所得制限を導入。
医療費支給方法	償還払い (こどもの一部について県内医療機関受診分のみ現物給付)
令和7年度予算	5,554,564千円
令和5年度実績	対象者：115,692人 支給件数：3,142,514件 市町村支給額：11,979,709千円 県補助額：5,183,176千円

○制度の不均衡の例（令和6年4月1日現在）

項目	状況（都道府県数）
精神障害者	1級のみ対象：23、1～2級：11 その他(別制度等)：5、対象外：8
所得制限	あり：43、なし：4
自己負担金	あり：28、なし：19

■持続可能な成長



1 鉄道新線建設の取組に対する支援



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 交通政策課

◆提案・要望

埼玉高速鉄道線の延伸をはじめとした交通政策審議会答申路線等の整備を推進するため、鉄道新線建設の取組に対して支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京圏の都市鉄道については、昭和31年の都市交通審議会答申第1号から、平成12年の運輸政策審議会答申第18号に至るまで過去8度の答申に基づき整備が進められてきた。
- ・ 平成28年4月の交通政策審議会答申第198号では、国際競争力の強化に資する都市鉄道、豊かな国民生活に資する都市鉄道、まちづくりと連携した持続可能な都市鉄道などの目指すべき姿を実現する上で意義のあるプロジェクトについて、意義と事業化に向けた課題整理がされている。
- ・ このため、答申路線の整備に向けて、沿線自治体と連携して課題解決の取組を進めている。
- ・ また、本県としても知事公約で掲げた「あと数マイル・プロジェクト」は公共交通の更なる利便性向上に向けた取組であり、鉄道路線の延伸についても検討を進めていくこととしている。
- ・ 鉄道の延伸には多額の費用を要することなどから、都市鉄道等利便増進法の適用など、国の支援が必要不可欠と考えている。
- ・ そこで、延伸の諸課題の解決に向けた取組に対して、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の3分の1以内、地方公共団体と同額）を補助。

○社会資本整備総合交付金

道路空間に導入される新交通システムや都市モノレールのインフラ部（支柱・桁等）の整備について交付。

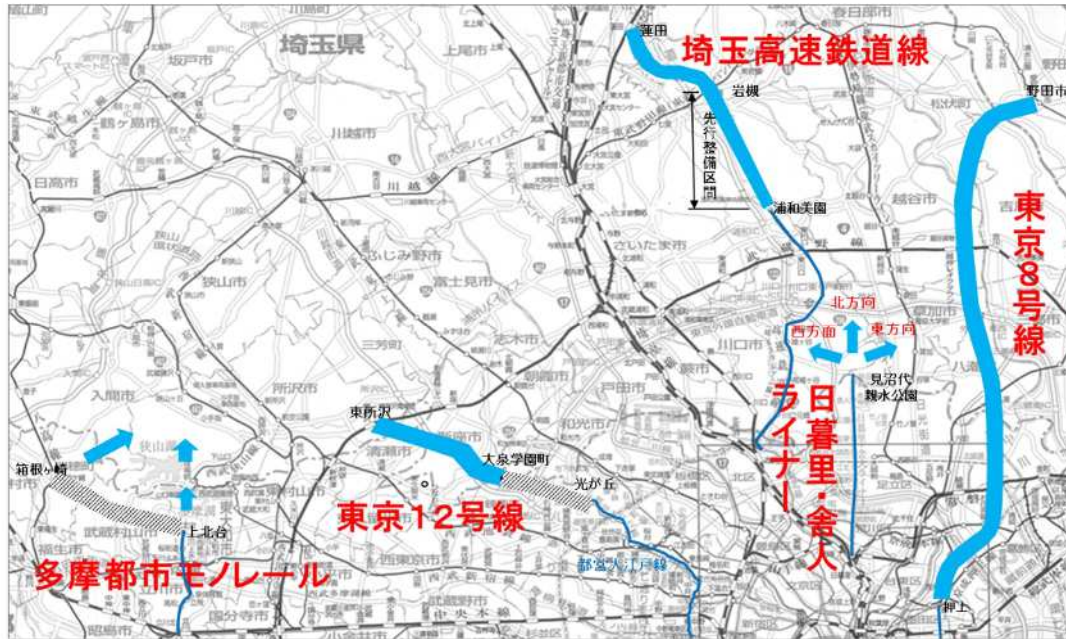
○あと数マイル・プロジェクトにおける検討路線

（平成28年4月交通政策審議会答申路線）

- ・ 埼玉高速鉄道線の延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）
- ・ 東京12号線（大江戸線）の延伸（光が丘～大泉学園町～東所沢）
- ・ 東京8号線の延伸（押上～野田市）

- ・日暮里・舎人ライナーの延伸
- ・多摩都市モノレールの延伸

○あと数マイル・プロジェクト路線図



— 既設路線 ■ あと数マイル・プロジェクト路線

2 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸の取組に対する支援【新規】



要望先：国土交通省
県担当課：交通政策課

◆提案・要望

埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸（浦和美園～岩槻区間）の早期事業化に向けた取組への支援と事業の進捗に応じた予算の安定的な確保を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸については、平成28年4月の交通政策審議会第198号答申において、浦和美園から蓮田までの区間について、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示されている。
- ・ 埼玉県及びさいたま市では、浦和美園から岩槻までを先行整備区間と位置付け、延伸の早期実現に向け、埼玉県、さいたま市、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、埼玉高速鉄道株式会社の4者間での協議など検討を進めている。
- ・ 浦和美園から岩槻までの延伸については、都心部への速達性・利便性の向上や鉄道空白地域の解消など「東京圏の鉄道ネットワーク強化」や「災害時等の代替路線機能の充実」に大きな効果があり、延伸によって地域の成長と発展が期待されており、さいたま市とともに、令和7年度中に都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道事業者への事業実施要請を行うことを目指している。
- ・ 鉄道の延伸には多額の費用を要することなどから、都市鉄道等利便増進法の適用など、国の支援が必要不可欠と考えている。
- ・ そこで、延伸の諸課題の解決に向けた取組に対して、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の3分の1以内、地方公共団体と同額）を補助。

○埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）路線図



— 既設路線 ■ 延伸区間（うち浦和美園～岩槻間は先行整備区間）

3 新大宮上尾道路、東埼玉道路など直轄国道等の整備推進



要望先：国土交通省

県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 新大宮上尾道路の事業中区間（与野～上尾南）の整備を推進するとともに、未事業化区間のうち、まずは上尾南～圏央道を早期に事業化すること。
事業中区間：与野～上尾南 L=8.0km
未事業化区間：上尾南～圏央道 L=7.0km、圏央道～鴻巣市箕田 L=10.0km
- (2) 東埼玉道路（国道4号）の事業中区間である自動車専用部及び一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号））の早期事業化、更に圏央道までの計画を早期に具体化すること。
事業中区間：（自動車専用部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島 L=9.5km
（一般部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市水角 L=4.9km
未事業化区間：（自動車専用部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号） L=8.1km
※（一般部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島 L=9.5km供用済
- (3) 圏央道と外環道との間の高規格道路である核都市広域幹線道路について、埼玉新都心線から東北道間における概略計画の検討を推進するとともに、その他の区間における地域特性や交通課題の分析を推進すること。また、地下鉄7号線延伸計画の手続きと同時期に進め、地域開発の発展に向けた相乗効果が最大限に発揮されるよう、事業を推進すること。
- (4) 首都圏道路網の骨格を形成する直轄国道について事業中区間（上尾道路、本庄道路）の整備を推進するとともに暫定2車線区間（深谷バイパス、上武道路）の4車線化整備を事業化すること。
 - ・ 上尾道路（国道17号）
事業中区間：さいたま市西区宮前町（国道16号）～鴻巣市箕田（国道17号） L=20.1km
※Ⅰ期区間（国道16号～圏央道）L=11.0km供用済（一部暫定2車線）
 - ・ 本庄道路（国道17号）
事業中区間：深谷市岡（深谷BP）～高崎市新町（群馬県境） L=13.1km
※神流川橋架替区間L=1.4km供用済（暫定2車線）
 - ・ 深谷バイパス（国道17号）
暫定2車線区間：熊谷市西別府（上武道路）～深谷市岡（本庄道路） L=10.6km
 - ・ 上武道路（国道17号）
暫定2車線区間：熊谷市西別府～深谷市高島 L=5.5km
- (5) 高規格道路である熊谷渋川連絡道路の計画を早期に具体化すること。

- ## ◆本県の現状・課題等

- ### ◆参考

高規格道路

- ○ ○ 未完成
- ≡ ≡ ≡ 事業中
- ≡ ≡ ≡ 供用済 (4車線以上)
- ≡ ≡ 供用済 (暫定2車線)

一般道路

- ○ ○ 未完成
- ≡ ≡ 事業中
- 供用済

※未完成：各路線の未事業化区間
地域高規格道路候補路線

4 幹線道路網の整備推進



要望先：国土交通省

県担当課：県土整備政策課、道路街路課

◆提案・要望

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の後継となる予算を含めた社会資本整備予算について、計画的な事業執行のために、県が実施する補助国道、主要地方道など幹線道路網の整備推進に必要な財源を当初予算において安定的に確保し、配分すること。

また、重要物流道路制度に基づく本県の物流上重要な道路や、国が進める地域高規格道路インターチェンジへのアクセス道路について、重点支援を実施すること。

加えて、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で確保し、配分すること。

【具体的内容】

(1) バイパス整備や多車線化による幹線道路網の整備

円滑な交通の確保を図り、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを進めるため、県土をネットワークする道路の早期整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 西関東連絡道路（一般国道140号大滝トンネル、長尾根バイパス）
- ・ 主要地方道越谷流山線バイパス（三郷市）
- ・ （都）三郷流山線（三郷市、吉川市）
- ・ （都）川越北環状線（川越市）
- ・ （都）浦和野田線（越谷市）等

(2) 成長を支える県内道路の整備

高速道路の整備効果を最大限に活用するため、インターチェンジに短時間でアクセスできる道路の整備や産業拠点へのアクセス道路の整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 一般国道125号（加須羽生バイパス）
- ・ 主要地方道東松山鴻巣線（吉見町）等

(3) 隣接都県との道路ネットワーク強化

隣接都県との人の交流や物流の活性化を図るとともに、災害発生時の避難路・輸送路の確保のため、隣接都県と未接続となっている道路整備に必要な財源を確保すること。

- ・ （都）日光東京線（川口市）
- ・ （都）放射7号線（新座市）
- ・ （都）保谷朝霞線（新座市）
- ・ （都）飯能所沢線（所沢市）等

(4) 鉄道との立体交差化による渋滞の解消

鉄道との踏切等で発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、踏切の

立体化などの整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部市） 等

（５） 重要物流道路の整備

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、また、県内の主要幹線道路網の強化・充実のため、重要物流道路に指定された国道254号和光富士見バイパスについて、整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 一般国道254号（和光富士見バイパス）

（６） 地域高規格道路インターチェンジへのアクセス道路整備

国が整備を進める地域高規格道路・東埼玉道路のインターチェンジにアクセスする県管理道路について、整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 主要地方道越谷野田線（越谷市、松伏町）
- ・ 一般県道柿木町蒲生線（越谷市）

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県には東北縦貫自動車道・関越自動車道・常磐自動車道などの高速道路が整備されている。より円滑な移動を実現するためには、相互の結び付きの強化やインターチェンジへのアクセス向上を図る必要がある。
- ・ 高速道路を補完する幹線道路では交通量の増加に道路の整備が追いつかず、県内各地で渋滞が発生している。このため、混雑時の走行速度は全国ワースト4位にとどまっている。
- ・ また、補助国道などの主要な幹線道路は、平常時及び災害時における国全体の道路ネットワークの強化に資する事業であることから、早期に開通させる必要がある。
- ・ このような状況から、上記の幹線道路網の整備を強力に推進する必要がある。

5 スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用



要望先：国土交通省

県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 交通利便性の向上や地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジを早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備推進に当たり、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。
 - ・ 蓮田スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・ （仮称）外環八潮スマートインターチェンジ等
- (2) ドライバーの負担軽減のため、サービスエリア及びパーキングエリアに、女性が利用しやすい休憩施設等の整備や大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。
 - ・ 東京外環自動車道（仮称）外環八潮パーキングエリア
 - ・ 首都圏中央連絡自動車道 狭山パーキングエリア
- (3) 新たな料金体系導入による交通状況の変化や償還計画への影響など検証した上で、引き続き一体的で利用しやすい料金体系の構築に取り組むこと。
- (4) ビックデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。
- (5) ポストコロナ時代を踏まえ、料金収受員や利用者に対する感染リスクの軽減や料金収受コストの軽減につながるETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を更に推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県内の圏央道（一部暫定2車線区間を含み）が全線開通するなど、首都圏の高速道路ネットワーク整備は進展している。一般道の交通負荷軽減や地域活性化、物流効率化のため、スマートインターチェンジの整備を推進するなど、高速道路を最大限有効活用すべきである。
- ・ 平成28年4月から新たな料金体系が導入され、会社間の料金体系の整理・統一が図られ、起終点を基本とした継ぎ目のない料金が実現するとともに、利用者の急激な負担増に配慮し、激変緩和措置が講じられている。
- ・ 国土交通省や高速道路会社は、令和2年12月17日に社会資本整備審議会国土幹線道路部会の『「持続可能な国土幹線道路システムの構築に向けた取組」中間とりまとめ』において、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を計画的に推進すべきであると示されたことを踏まえ、導入手順や概成目標時期を明示したロードマップを策定し、公表した。
- ・ 県内の首都高速道路（株）及び東日本高速道路（株）の料金所では、令和4年4月1日に5箇所（浦和南（上）、安行は令和4年3月1日）、東日本高速道路（株）の料金所では令和5年9月21日に1箇所（坂戸IC）と令和6年10月1日に2箇所（川口東IC外回り入口、三郷南IC内回り入口）がETC専用料金所としての運用が開始された。

6 羽田空港アクセス線西山手ルートへの早期着工に向けた支援



要望先：国土交通省

県担当課：交通政策課

◆提案・要望

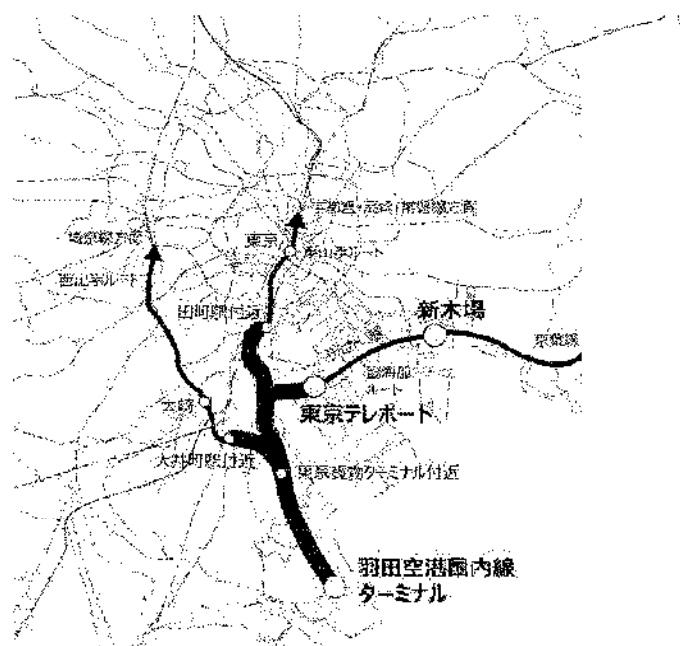
交通政策審議会答申路線に掲げられた羽田空港アクセス線の西山手ルートについて、早期着工に向けて支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、国際競争力の強化に資する都市鉄道として掲げられている羽田空港アクセス線の新設は、県内とビジネス・観光等の拠点である空港とのアクセス強化につながり、本県の広域交通ネットワークの充実にとって大変重要な事業である。
- ・ 特に西山手ルートについては、ＪＲ埼京線を通じて、ＪＲ川越線との直通運転が実現することにより、ＪＲ川越線をはじめ県内路線の利用人員の増加、それに伴う沿線地域への経済効果等が期待される。
- ・ また、ＪＲ東日本が平成30年7月に公表した、ＪＲ東日本グループ経営ビジョン「変革2027」においても、羽田空港アクセス線構想の推進が取り上げられている。
- ・ 現状、東山手ルートについては、令和3年1月に鉄道事業許可を受け、令和13年度の開業を目指し、令和5年6月に着工した。また、臨海部ルートについては、東山手ルートとの同時開業を目指し、関係者と協議・調整を行っていることが令和6年度にＪＲ東日本から公表された。しかし、西山手ルートについては、事業のスキームやスケジュールは未定となっている。
- ・ ついては、西山手ルートの早期着工に向け、国からも特段の支援をお願いしたい。

◆参考

○羽田空港アクセス線路線図



7 中小企業の事業承継支援体制の拡充整備



要望先：中小企業庁

県担当課：産業支援課

◆提案・要望

中小企業の事業承継及びM&Aを促進するため、都道府県ごとに設置されている事業承継・引継ぎ支援センターの増員など支援体制の整備拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県内企業の後継者不在率は55.8%と全国平均の52.1%を上回る状況にある。((株)帝国データバンク「埼玉県「後継者不在率」動向調査(2024年)」)
- ・ 優れた技術やサービスなどを持ちながら、後継者不在により廃業を余儀なくされる企業が増えることは、従業員の雇用喪失やサプライチェーンの乱れにつながり、本県経済にとって大きな損失となることから、事業承継やM&A促進は急務である。
- ・ 本県内の事業承継及びM&A支援については、国の委託でさいたま商工会議所内に設置された「埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター(以下「センター」という。)」が中心になって実施している。
- ・ しかしながら、センターに寄せられる相談件数に対して配置された支援人員が十分でない、支援拠点が少ないなどの問題がある。
- ・ 県としても、センターと連携して事業承継支援に取り組んでいるが、より充実した支援を実施するため、センターの増員など支援体制の整備拡充を求める。

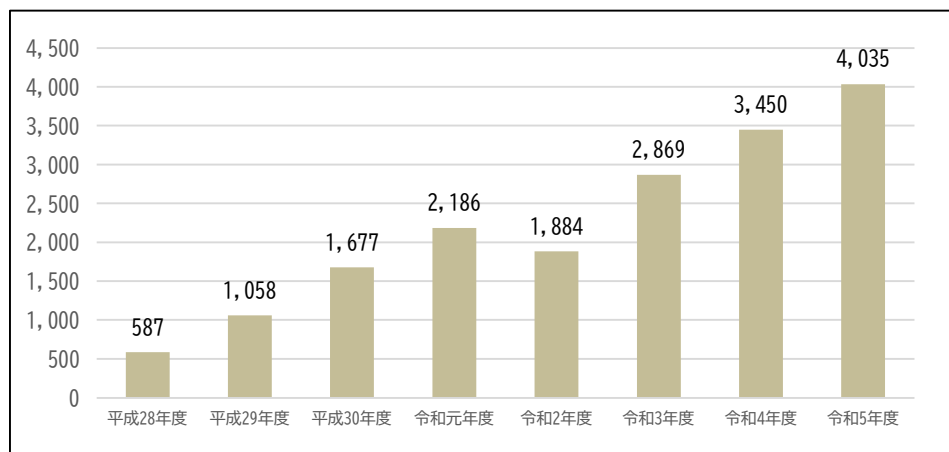
<支援体制拡充に向けた県の取組>

- ・ 公益財団法人埼玉県産業振興公社に事業承継アドバイザーを配置し、事業承継に関する相談に対応している。
- ・ センターによる県北地域の支援拠点(県施設内設置)の運営を支援している。
- ・ 令和6年度から、センターと連携し県東部・西部地域において、事業承継に関する定例相談会及びセミナーを開催している。

◆参考

○埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター相談件数

単位：件



8 価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援



要望先：公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁
県担当課：産業労働政策課

◆提案・要望

エネルギー・物価高騰の長期化が企業の収益を圧迫している現状を踏まえ、中小企業がコストの上昇分を円滑に価格転嫁できるよう、実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ エネルギーコスト・原材料価格の高騰が長期化し、県内中小企業は厳しい経営環境に置かれている。
- ・ 本県では、令和4年9月に国や経済団体等の12者と全国初となる「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、ワンチーム埼玉で円滑な価格転嫁に向けた取組を進めている。
- ・ これまで、パートナーシップ構築宣言の登録や実効性確保について県内企業に対して通知や電話や訪問などにより直接働き掛けるとともに、宣言企業への優遇措置（事業者向け各種補助金審査や物品等競争入札参加資格の格付における加点措置、公共工事調達における総合評価方式のプラス評価、宣言企業を対象として制度融資）を設けてきた。
- ・ また、価格交渉のエビデンス資料を容易に作成できる「価格交渉支援ツール」等の提供や、専門家による価格交渉のノウハウ獲得に向けた伴走型支援で企業の価格交渉を後押ししてきた。
- ・ さらに、金融機関と連携した「価格転嫁サポーター制度」を創設し、4,406名の金融機関の職員から企業に直接、支援情報を周知いただく取組を進めている。
- ・ こうした取組により、本県の宣言企業数は急速に拡大し、埼玉県四半期経営動向調査（令和6年7～9月期）では、6割以上価格転嫁ができた企業の割合が初めて5割を超えるとともに、価格転嫁が進んだ企業は賃上げ実施率が高い傾向にあることが改めて確認できた。
- ・ 企業のサプライチェーンは全国に広がっているため、国においては、地方公共団体の優れた取組を横展開し、社会全体での機運醸成を更に進めていただきたい。
- ・ また、課題となっている労務費の価格転嫁について、国は、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表しているが、地方自治体や業界団体との更なる連携の上、実効性のある取組を進めるようお願いしたい。
- ・ さらに、国は問題となる事案を調査し、立入調査や勧告を行うなど、下請取引の監督を強化しているが、現場に近い地方自治体と連携した実態把握なども必要と考える。
- ・ 今後も円滑な価格転嫁に向けた実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施するよう求める。